

神田外語大学 障害学生支援方針

2024年4月1日制定

■基本理念

神田外語大学（以下、「本学」という。）は、「障害を理由とする差別の解消推進に関する法律」（平成25年法律第65号）に基づき、学生の障害の有無及びその程度によって分け隔てることなく、本学が掲げるビジョン「KUIS aspires to a congenial world of respectful communication. 一人ひとりが言葉を通じたコミュニケーションにより、お互いを認めあい尊重しあう、あたたかな世界をめざします。」に則り、合わせて異なる文化や価値観、社会の多様性を理解し尊重することをディプロマポリシーに掲げる本学に係るすべてのものが、ともに学び、助け合う大学をめざします。

■支援対象

支援の対象となる「障害のある学生」とは、「神田外語大学 障害学生支援規程」第2条に定める身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者で、本学に入学を希望する者及び在籍する学生とします。

■支援方針

本学は、基本理念に従い、障害のある学生に対して以下の方針に基づく支援を提供します。方針の内容については必要に応じて見直していきます。

- (1) 障害を理由に受験を断念することがないように努めます。
- (2) 障害を理由に修学を断念することがないように必要な修学機会を確保します。
- (3) 学生との建設的な対話を重視し、本人の要望に基づいた支援を実施するように努めます。
- (4) 支援の範囲は、入試、授業、試験、課外活動、キャリア形成、その他大学行事への参加等、大学教育に関する事項とします。
- (5) 「情報の保証」「円滑なコミュニケーション」「試験・評価方法」などにおける配慮の考え方を障害のある学生及びその保護者等に伝え、理解を得るように努めます。
- (6) 学生が安全かつ安心して学生生活を送れるよう、学内のバリアフリー化を進めます。

■合理的配慮に基づく支援

本学は、障害のある学生および入学を希望する志願者から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思表示があった場合、その障害の特性に応じ、本学と障害のある学生双方の建設的対話による相互理解を通じて、合理的配慮に基づく支援を可能な限り実施します。

■支援体制

学内外の関係部署と連携しながら全学的な支援体制を強化すると共に、学生・教職員の意識啓発及び専門性の向上に努めます。

〈障害のある学生の支援に関する本学における相談窓口〉

- 障害のある学生の支援全般に関する相談：学生支援部
- 入試・入学までの相談：アドミッション&コミュニケーション部
- 修学上の支援に関する相談：教務部、教育支援部
- 進路に関する相談：キャリア教育センター
- 学生生活に関する相談：学生支援部
- 健康に関する相談：メディカルセンター
- 困りごと・悩みごとに関する相談：学生支援部、メディカルセンター